すべての被災者に一刻も早く救援を

1 本年3月11日、日本国内観測史上最大の東北地方太平洋沖地震(M9.0)が発生しました。

地震発生後、マス・メディアを通じて、我々の目に飛び込んできたのは、津波によって根こそぎ壊されていく街並み、散乱する瓦礫の山、崩壊する建物、止むことのない石油コンビナートの火災、爆発する原子力発電所、一瞬にして自宅や職場を失ってしまい、自然の猛威に怯えながら身を寄せ合うようにして避難所生活を続ける被災者の姿等、全てが言葉を失ってしまう光景でした。

- 2 こうした被災者の姿を見て、全国から支援の手が差し伸べられようとしています。しかし、物流が滞っており、物資が被災者のもとに十分行き渡らない状況があります。輸送手段・燃料・道路の確保についての万全の措置を求めます。
- 3 加えて、報道によれば、各地で孤立している被災者がまだまだいます。国は、地震によって損傷をうけたインフラを大至急整備すると共に、被災者の避難状況をすぐに調査集約し、人員を派遣して、被災者に十分な物資が行き渡るよう最大限の努力をすべきです。
- 4 また多くの被災者は、地震や津波により、生活の基盤をすっかり失っています。そうした被災者が、健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう、国はあらゆる施策を講じるべきです。日本赤十字社などに集められた義捐金が滞留することなく速やかに被災者の復興支援にあてられるよう指導することを求めます。
- 5 さらに、持病を抱えている被災者はもとより、被災生活を送っていくうちに、体調不良に陥る被災者が多数にのぼることが予想されます。すべての被災者が、経済的な心配をすることなく、十分な医療を受けることが出来るよう、国はあらゆる施策を講じるべきです。
- 6 不幸にして家族を失った被災者も多数にのぼります。こうした被災者を励まし、生活 を支援するために、弔慰金の支給などを行うべきです。
- 7 福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所では、今回の地震により、発電機にきわめて重大な事故が発生し、十数万人もの住民が避難指示の対象となり、避難所等への移動を余儀なくされました。避難指示によって、他の都道府県に遠隔避難した被災者の状況を把握し、避難先都道府県と協力して災害救助法を生かした救助・救援を行うことを求めます。
- 8 また、原子力発電所での事故については、明確な説明がなされたとは言い難く、その対処法も後手後手の感を否めません。このきわめて重篤な事故について、国は、限られた範囲の専門家・関係者による問題解決を図るのではなく、正確な情報を開示し、事態の終息へ向けて、全世界に対してその助力を仰ぎ、国内外の叡智を結集すべきです。
- 9 私たちは、国が以上のことについて全力を尽くし、すべての被災者に対して一刻も早く救援がなされることを、強く求めます。

2011年3月24日 自由法曹団 団長菊池 紘